

介護保険サービス

在宅サービス

要支援 1、2 の方：地域包括支援センター 表紙裏を参照下さい

要介護 1～5 の方：市内の居宅介護支援事業所

名 称	所在地	電 話
白山松任訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所	倉光三丁目 100	☎ 274-7201
居宅介護支援事業所 知恵ふくろう	若宮二丁目 34	☎ 275-0004
居宅介護支援事業所 時	末広二丁目 35	☎ 275-5055
居宅介護支援事業所 おかりや	倉光三丁目 8	☎ 275-2222
ケアプラン白山健康企画	倉光五丁目 106-1	☎ 220-6666
白山市社協ケアプランセンター	倉光八丁目 16-1	☎ 274-4100
居宅介護支援センター松美苑	笠間町 1738	☎ 274-7576
らっぴいー居宅介護支援事業所	木津町 1284-1	☎ 276-1020
サンウェルズ白山居宅介護支援事業所	北安田西二丁目 17	☎ 259-5240
居宅介護支援事業所 ケア白山	北安田西二丁目 83	☎080-3486-5575
居宅介護支援センター剣崎	剣崎町 1484	☎ 275-1110
居宅介護支援センター光野	番匠町 443	☎ 274-7816
居宅介護支援センター福寿園	山島台四丁目 100	☎ 276-6839
居宅介護支援センター千代野	千代野東五丁目 1-2	☎ 276-7718
ひらまつケアプランセンター	村井町 322-6	☎ 274-7675
あおいとり白山	宮丸町 35-1	☎ 287-3880
つるべ荘居宅介護支援センター	一塚町 1351-1	☎ 259-1212
ライフワークス Life-works 居宅介護支援事業所	宮保町 1361	☎ 287-3796
やわらぎ生活研究所	美川新町ル 121-3	☎ 282-7671
居宅介護支援センター えくぼ	平加町二 66-1	☎ 259-6020
キラッと居宅介護支援事業所	湊町力 377-1	☎ 278-8811
公立つるぎ病院	鶴来水戸町ノ 1	☎ 272-1250
白山鶴来訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所	月橋町 697-1	☎ 227-9599
居宅介護支援事業所 しおん	明島町西 115-1	☎ 272-8878
指定居宅介護支援事業所 あじさいの郷	明島町春 130	☎ 273-3005
香林苑生活支援センター	大竹町口 17-1	☎ 272-2244
ただなわケアプランセンター	井口町に 78-1	☎ 225-5221
ほっとナースケアプランセンター	中ノ郷町イ 27-2	☎ 273-1340
居宅介護支援センター鶴来	鶴来本町四丁目リ 33-3	☎ 273-3535
大門園居宅サービスセンター	佐良口 123	☎ 255-5784
美杉の郷ケアプランセンター	桑島 4-87-5	☎ 259-2177

- 居宅介護支援事業所のケアマネジャー（介護支援専門員）が、介護についての様々な相談にのります。
- 市外の居宅介護支援事業所に依頼することもできます。
- 市に居宅サービス計画作成依頼届出書を提出してください。

訪問サービス(自宅で利用するサービス)

- 利用料は令和5年4月1日現在のものです

■ 訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが自宅を訪問して、介護や家事の援助などの日常生活の世話をを行います。

利用料のめやす

- 訪問介護(要介護1～5の方)

内 容	利用料(1割の場合)	
身体介護(1回につき)	20分未満	167円
	20分以上30分未満	250円
	30分以上1時間未満	396円
	1時間以上1時間30分未満	579円
生活援助(1回につき)	20分以上45分未満	183円
	45分以上	225円
通院時の乗車・降車等介助(1回につき)	※要支援の人は利用できません。	99円

※早朝、夜間、深夜などは加算があります。

※利用者以外のためのお手伝いはサービスの対象になりません。

利用者以外のご家族のための掃除や洗濯、庭の草むしりや大掃除など身の回りのこと以外のお手伝いは、介護保険の対象にはなりません。

■ 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問して、入浴サービスを行います。

利用料のめやす

- 介護予防訪問入浴介護(要支援1、2の方)

内 容	利用料(1割の場合)
全身入浴(1回につき)	852円

- 訪問入浴介護(要介護1～5の方)

内 容	利用料(1割の場合)
全身入浴(1回につき)	1,260円

訪問看護

看護師などが自宅を訪問して、病状の観察や床ずれの手当などを行います。

利用料のめやす

内 容	利用料（1割の場合）		
	要支援1、2の方	要介護1～5の方	
訪問看護ステーションから （1回につき） ※看護師が訪問する場合	20分未満（早朝や夜間、深夜のみ）	302円	313円
	30分未満	450円	470円
	30分以上1時間未満	792円	821円
	1時間以上1時間30分未満	1,087円	1,125円
病院または診療所から （1回につき） ※看護師が訪問する場合	20分未満（早朝や夜間、深夜のみ）	255円	265円
	30分未満	381円	398円
	30分以上1時間未満	552円	573円
	1時間以上1時間30分未満	812円	842円

訪問リハビリテーション

理学療法士などの専門員が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

利用料のめやす

- 介護予防訪問リハビリテーション(要支援1、2の方)／訪問リハビリテーション(要介護1～5の方)

内 容	利用料（1割の場合）
1回につき（20分間リハビリテーションを行った場合）	307円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

利用料のめやす

- 介護予防居宅療養管理指導(要支援1、2の方)／居宅療養管理指導(要介護1～5の方)

内 容	利用限度回数	利用料（1割の場合）
医師が行う場合（1回につき）	1か月に2回	514円

通所サービス(施設に通って受けるサービス)

通所介護(デイサービス)

日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。

利用料のめやす

● 通所介護(要介護1～5の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
通常規模の事業所の場合 8時間以上9時間未満(1回につき) ※送迎費を含む	要介護1	666円
	要介護2	787円
	要介護3	911円
	要介護4	1,036円
	要介護5	1,162円

※上記のほか、食費(昼食、おやつ代等)は、別途かかります。(1日、500～700円程度)

※小規模なデイサービス(定員18人以下)は平成28年4月から地域密着型サービスとなり、市外の事業所は利用できませんので、ご注意ください。

通所リハビリテーション(デイケア)

日帰りで医療機関や介護老人保健施設などに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。

利用料のめやす

● 介護予防通所リハビリテーション(要支援1、2の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
共通的服务 (1か月につき) ※送迎費、 入浴費を含む	要支援1	2,053円
	要支援2	3,999円
選択的サービス (1か月につき)	運動器機能向上	225円
	栄養改善	200円
	口腔機能向上I	150円

● 通所リハビリテーション(要介護1～5の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
通常規模の 事業所の場合 7時間以上8時間未満 (1回につき) ※送迎費を含む	要介護1	757円
	要介護2	897円
	要介護3	1,039円
	要介護4	1,206円
	要介護5	1,369円

※上記のほか、食費(昼食、おやつ代等)は、別途かかります。(1日、500～700円程度)

短期入所サービス(施設に宿泊して受けるサービス)

短期入所生活介護(ショートステイ)

短期間、特別養護老人ホームなどに宿泊して、日常生活上の介護を受けます。

利用料のめやす

● 介護予防短期入所生活介護(要支援1、2の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
併設型・多床室 特別養護老人 ホームの利用 (1日につき)	要支援1	446円
	要支援2	555円

● 短期入所生活介護(要介護1～5の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
併設型・多床室 特別養護老人 ホームの利用 (1日につき)	要介護1	596円
	要介護2	665円
	要介護3	737円
	要介護4	806円
	要介護5	874円

※上記のほか、食費、居住費、日常生活費等は、別途かかります。

※食費と居住費については、利用者の所得に応じ上限が設けられています。詳しくは、P17を参照してください。

短期入所療養介護(ショートステイ)

短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受けます。

利用料のめやす

● 介護予防短期入所療養介護(要支援1、2の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
多床室 介護老人保健 施設の利用 (1日につき)	要支援1	610円
	要支援2	768円

● 短期入所療養介護(要介護1～5の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
多床室 介護老人保健 施設の利用 (1日につき)	要介護1	827円
	要介護2	876円
	要介護3	939円
	要介護4	991円
	要介護5	1,045円

※上記のほか、食費、居住費、日常生活費等は、別途かかります。

※食費と居住費については、利用者の所得に応じ上限が設けられています。詳しくは、P17を参照してください。

その他のサービス

■ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどに入居している人が、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けます。

利用料のめやす

● 介護予防特定施設入居者生活介護(要支援1、2の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
1日につき	要支援1	182円
	要支援2	311円

● 特定施設入居者生活介護(要介護1～5の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
1日につき	要介護1	538円
	要介護2	604円
	要介護3	674円
	要介護4	738円
	要介護5	807円

※上記のほか、食費、居住費、日常生活費等は、別途かかります。

■ 福祉用具貸与

在宅での生活をサポートする介護機器について、レンタルできます。月々の利用限度額の範囲内で利用できます。

サービス費用のめやす

● 介護予防福祉用具貸与(要支援1、2の方) / 福祉用具貸与(要介護1～5の方)

内 容	サービス費用
福祉用具のレンタル	対象品目によって異なります(費用の1割から3割が利用者負担)

借りられるもの(13種類)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ①車いす | ⑧スロープ(工事不要のもの) |
| ②車いす付属品(クッションなど) | ⑨歩行器 |
| ③特殊ベット | ⑩歩行補助杖 |
| ④特殊ベット付属品(マットレスなど) | ⑪徘徊感知器 |
| ⑤床ずれ防止用具(エアマットなど) | ⑫移動用リフト(つり具除く) |
| ⑥体位変換器(起き上がり補助装置) | ⑬自動排泄処理装置(消耗品等は除く) |
| ⑦手すり(工事不要のもの) | |

※要支援1、2及び要介護1の方は、上記①～⑥、⑪、⑫は原則レンタルできません。
⑬については要支援1、2及び要介護1～3の方は原則レンタルできません。
(ケアマネジャーにご相談ください。)

■ 特定福祉用具購入費の支給

在宅での生活をサポートする介護機器の購入について、購入費の7割から9割が支給されます。(残りは利用者負担になります。)

サービス費用のめやす

- 特定介護予防福祉用具購入(要支援1、2の方)／特定福祉用具購入(要介護1～5の方)

内 容	サービス費用
福祉用具の購入	同一年度で上限 10 万円 (保険給付は 7 万円から 9 万円まで)

対象となるもの (5 種類)

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いすなど)
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分
- ⑥排泄予測支援機器

※県指定の業者以外から購入した場合は対象になりません。

■ 住宅改修費の支給

自宅において手すりの取り付けなどの住宅改修を行った場合、対象となる工事費の7割から9割が支給されます。(残りは利用者負担になります。)

サービス費用のめやす

- 介護予防住宅改修費支給(要支援1、2の方)／住宅改修費支給(要介護1～5の方)

内 容	改修費用
住宅改修	同一住宅で上限 20 万円 (保険給付は 14 万円から 18 万円まで)

対象となる工事

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑り防止等のための床材の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥その他各工事に付帯して必要な工事

※住宅改修を行いたい場合は、担当のケアマネジャーにご相談ください。

※他に、在宅支援型住宅リフォーム推進事業があります。(P29 参照)

住宅改修費の支給までの流れ

